

令和2年度  
緑が丘二丁目自治会1月度定例会議事録



緑が丘二丁目自治会 会長 大場 仁

開催日	令和3年1月10日(日)	開催時間	11:30 ~ 12:00
場所	自治会館1, 2階	記録作成	書記(大堀・小林)
出席者	執行部、各班長、民生委員		

(開会の辞・司会進行:長久保総務)

1. 会長挨拶・報告 (大場会長)

本日のどんど焼、無事に終了できました。皆様のご協力ありがとうございました。

2. 自治連関係の動向 (大場会長)

光が丘・青葉連合、各自治会長会議及び各連合の賀詞交歓会中止(総会は開催予定)

3. 議題 **「★部、日程変更になりましたのでご了解願います」**

3.1 新班長役員決め★2月14日(日)19:00自治会館(変更になりました)

令和3年度26班体制となり役員構成は以下の通り

副会長1名、総務部長1名 副総務1名、会計2名、書記2名、広報部4名、文化部3名、福祉部2名、育成部3名(児童数減少のため1名減員)、体育部2名、防犯部2名(防犯カメラ設置に伴う支援で1名増員)、防災部1名、交通部1名、環境衛生部1名

3.2 新旧役員引継ぎ★2月21日(日)19:00自治会館(変更になりました)

引継ぎについては、今年度は従来の自治会行事がないため、前年度の資料も添付するよう事前に整理して引継ぎお願い致します

尚、引継ぎ資料は、3月定例会に総務部長にも提出(資料授受をUSBやCD等電子媒体を用いた場合の費用は自治会へ請求して下さい)

- ・引継内容は漏れなく実施して下さい。不足があれば連絡を取り合って確実に引継いで下さい
- ・引継は会館の1階、2階に分散して行う事で人との空間と部屋の換気を確保する

3.3 総会資料確認

- ・自治会会計より事業費補助金支出の部及び団体は、1月末時点で仮締めして会計へ報告の事。
- ・自治会管理委員会終了後、会計監査の実施:2月6日(土) 18:00~

**★総会資料印刷(執行部で対処する):2月21日(日)その後広報より班長経由戸別配布**

**・班長は委任状を回収し、3月7日の定例会に持参する**

- ・総会資料内容:次年度予算案検討、緑が丘2丁目会則と会費に関する規定の変更案(2ページ参照)、防犯カメラ管理運営委員会の設置

3.4 公園内に防犯カメラ4台設置工事終了(3ページ参照)。来年度からも設置場所、費用等を検討。

- ・防犯カメラの設置数は最終的に50台を目標に次年度以降10台、20台と計画的に増設したい
- ・設置費用の原資は12月度定例会議事録記載事項と併せて、自治会員からの協力金拠出等、次年度の自治会、設置委員会を含めて対応策を委ねたい。

3.5 歳末助け合い、赤い羽根募金の集計結果報告 (船戸福祉)

- ・歳末助け合い(41,800円)、赤い羽根募金(83,500円)、ご協力ありがとうございました。

3.6 緑友会から「生徒見守り隊」の募集・協力要請 (緑友会:山澤様)

緑友会会員の高齢化と退会者によって隊員数が手薄になってきた。自治会員で協力して

頂ける方がおりましたら大場会長又は山澤緑友会役員（現 20 班班長）に連絡して下さい。  
時間帯は登校時 7:45～8:00、下校時は 1 時台、2 時台、3 時台の 3 回。対応時間帯は隊員内で  
適宜調整して実施しています。見守り行為は全てボランティア活動です。

#### 4. その他

##### 4.1 新規入居者に対する自治会入会の促進（大場会長）

先般 34 班に新規入居者がある旨、不動産会社より自治会加入に関して打診が入った。

自治会の現状説明と入会を依頼した。今後とも新規入居者に対しては、入会勧誘を積極的に  
推進して頂きたい。勧誘時は自治会の活動内容とメリットも説明して下さい。

##### 4.2 今後の予定（長久保総務・大場会長）

- ・総会資料作成、印刷：2月21日（日）9時から光が丘公民館・・・執行部で対応
- ・定期総会：3月14日（日）10時から光が丘公民館・・・緊急事態要請に伴い、使用制限が発  
せられた場合、書面総会又は参加者の見直し等、代替案を検討する。・・・大場会長談
- ・次年度の班長と副班長が未報告の 8, 13, 29 班は 1月16日迄、総務に報告乞う

#### 5. 自治会法人緑が丘二丁目自治会会則 改正案 波線部分が変更点

第 16 条 本会に、次の専門部を置き、当該各号に定める事業を行う。

##### (8) 育成部

児童の自主性及び社会規範醸成のため、資源回収や諸行事を企画立案して必要な調整及び支  
援を行う。

##### (9) 環境衛生部

自治会内の環境衛生の向上や美化活動をすすめるため、各種啓発活動や資源回収と諸行事の  
企画立案、必要な調整及び支援を行う。

#### 第 22 条

##### 追加

##### 4 総会の書面表決等

集合型式での総会開催が困難な場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評  
し、又は他の会員を代理人として表決を委任し書面総会にすることができる。

前項の場合における第 21 条、22 条、23 条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

##### 附 則

7 第 5 章 任務、(専門部の設置) 第 16 条 (8) 育成部の役割、資源回収を (9) 環境衛生部  
に移す。

第 6 章 会議、(総会の議決事項) 第 22 条 4 総会の書面表決を追加。

上記 2 項は令和 3 年 3 月 14 日より施行する。

自治会法人緑が丘二丁目自治会の会費等に関する規定 改正案

第 6 条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、自治会費を減免することができる。

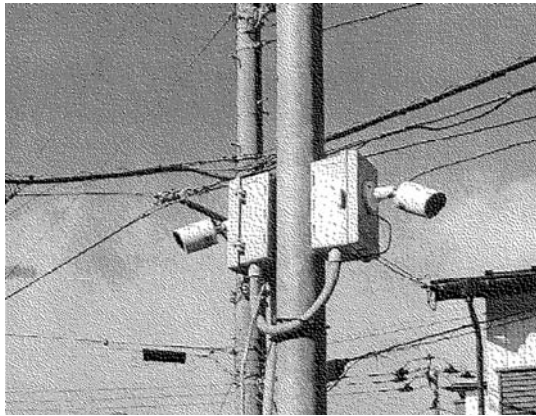
##### (1) その他、特別の理由による世帯

上記の該当自治会員は自治会長に申し入れし、会長は執行部、民生児童委員、相談役等で減免額  
を含めて協議する。

##### 附 則

3 (自治会費の減免) 第 6 条、減免処置の見直し。令和 3 年 3 月 14 日より施行する。

6. 防犯カメラ設置状況

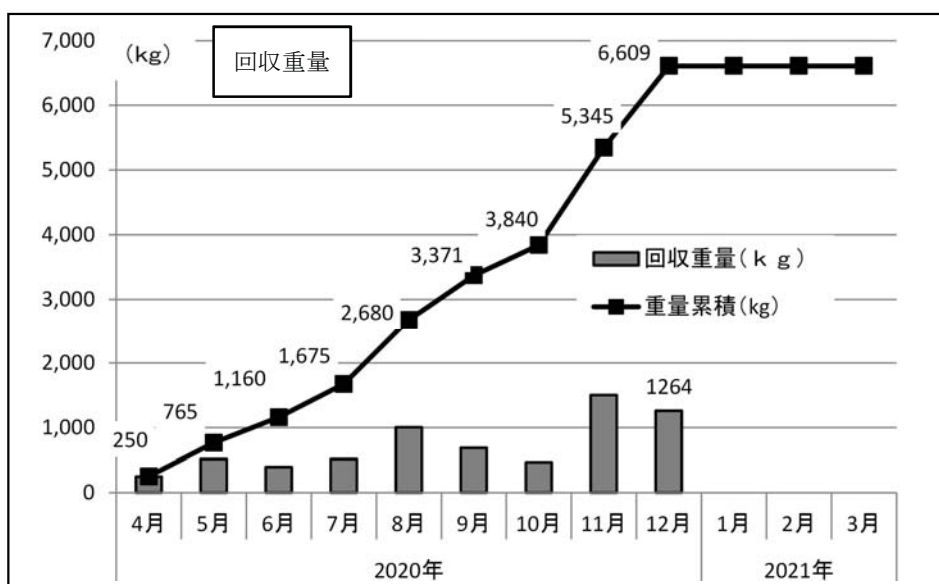
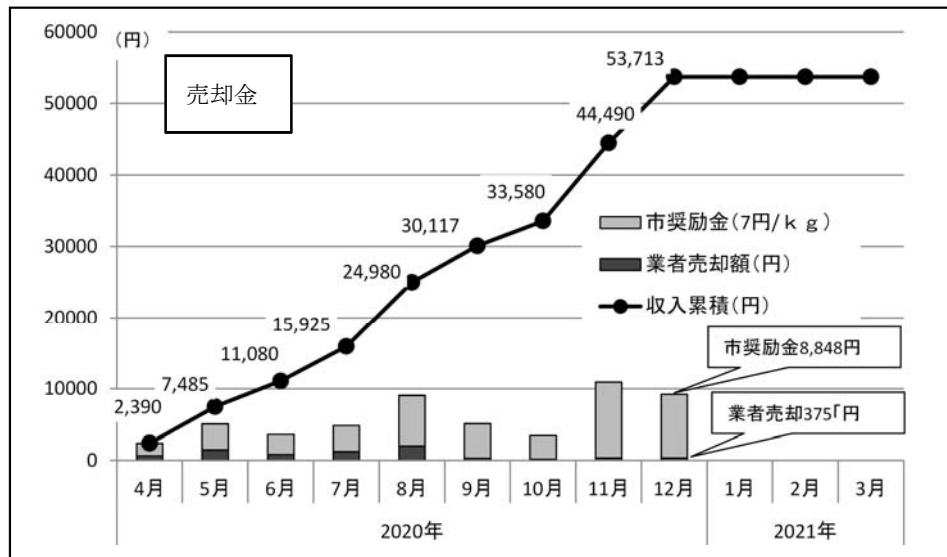


設置した防犯カメラ



防犯カメラの映像

7. 資源回収実績の推移 「月度の回収にご協力頂き、ありがとうございます」



閉会の挨拶 (大場会長)

以上

\*次回執行会議開催日：1月31日(日)13時から

\*次回定例会開催日：2月7日(日)19時から 全班長同時、1階・2階に分散して